

第1回 第3次碧南市男女共同参画プラン策定委員会

日 時 令和5年10月11日（水）

午後6時30分～

場 所 談話室1・2

1 あいさつ（市民協働部長）

2 自己紹介

3 議題

(1) 第3次碧南市男女共同参画プラン策定委員会設置要綱

会長及び副会長の選出

会長（ ） 副会長（ ）

(2) 第3次プラン策定スケジュールについて

(3) 市民アンケートの結果について

(4) 第3次プランの骨子（案）について

4 その他

第3次碧南市男女共同参画プラン策定委員会 委員名簿

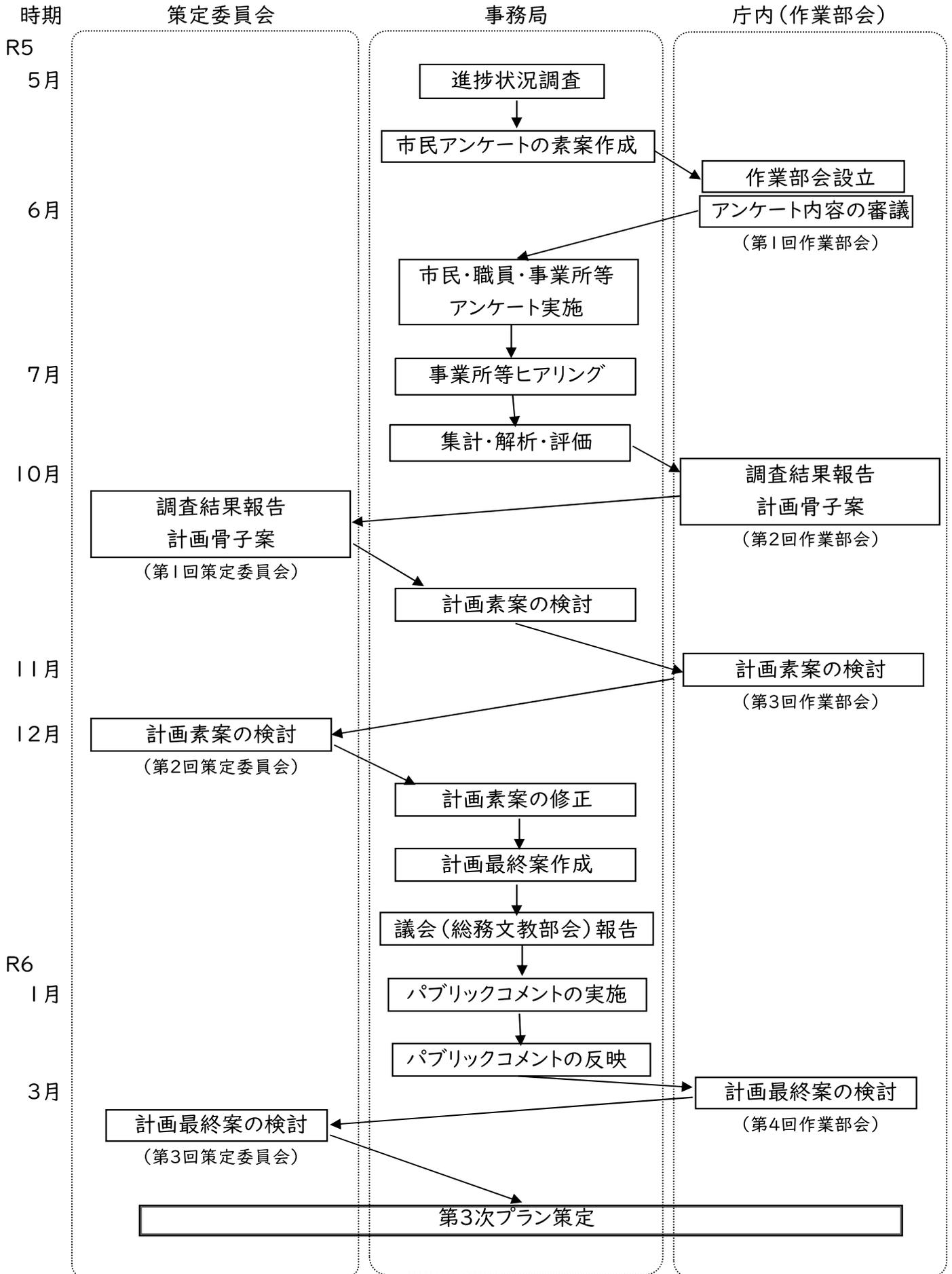
No.	氏名	活動経験	備考
1	石川 まさ恵	男女共同参画推進委員	
2	小笠原 洋紀	男女共同参画推進委員	
3	大村 美恵		
4	尾崎 貴志	男女共同参画推進委員	
5	小澤 昇	男女共同参画推進委員	
6	神谷 みどり		
7	古久根 久美子	男女共同参画推進委員	
8	齋藤 秀敏	男女共同参画推進委員	
9	清水 ヨシエ	男女共同参画推進委員	
10	新川 清司	男女共同参画推進委員	
11	杉浦 博子	男女共同参画推進委員	
12	鈴木 美幸	男女共同参画推進委員	
13	須田 翠子	男女共同参画推進委員	
14	田口 真保理		
15	野尻 亮太	男女共同参画推進委員	
16	長谷川 哲巳	男女共同参画推進委員	
17	安本 直美		

	若松 孝司	愛知淑徳大学 交流文化学部教授	顧問(学識経験者)
--	-------	-----------------	-----------

事務局

氏名	所属・役職
杉浦 智彦	市民協働部長
堀田 葉子	地域協働課長
水村 浩一郎	地域協働課係長
清水 真樹	地域協働課主査

第3次男女共同参画プラン策定の流れ



第3次碧南市男女共同参画プラン 骨子案

令和5年10月
碧南市

目次

第1章 プランの基本事項	1
1 プラン策定の趣旨と背景	1
2 プランの性格と位置づけ	2
3 プランの期間	2
4 近年の男女共同参画の動向	2
第2章 碧南市の現状	4
1 統計データに基づく碧南市の状況	4
2 アンケート調査からみる碧南市の状況	11
3 団体・事業所アンケート調査からみる碧南市の状況	21
4 第2次プランの進捗状況	23
5 課題の総括	25
第3章 プランのめざす方向	26
1 基本理念	26
2 基本目標	27
施策の体系	28
第4章 施策の展開	
基本目標Ⅰ 男女共同参画の意識づくりとその啓発	
第5章 計画の推進	
1 計画の推進体制	
2 計画の進捗管理	
資料編	
1 プランの策定過程	
2 策定委員会設置要綱	
3 策定委員会委員名簿	
4 男女共同参画に関する年表	
5 用語解説	

第1章 プランの基本事項

1 プラン策定の趣旨と背景

少子高齢化による人口減少、就業を取り巻く環境の変化、価値観やライフスタイルの多様化など社会情勢は大きく変化しています。これらの変化に適切に対応し、持続可能な社会をつくるためには、性別に関わらず誰もが生き生きと活躍できる男女共同参画社会の実現が不可欠です。

国では、平成11年に「男女共同参画社会基本法」を制定し、平成12年にはこの法律に基づき、「男女共同参画基本計画」を閣議決定しました。その後も5年ごとに計画が改定され、令和2年に策定された「第5次男女共同参画基本計画」では、「あらゆる分野における女性の参画拡大」、「安全・安心な暮らしの実現」、「男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備」の3つを柱としています。

愛知県では、平成13年に「あいち男女共同参画プラン21～個性が輝く社会をめざして～」が策定されました。以降、計画の改定がすすめられ、令和3年に国の「第5次男女共同参画基本計画」の趣旨を踏まえつつ、「あいち男女共同参画プラン2025～すべての人が生涯輝く、多様性に富んだ社会をめざして～」が策定され、重点目標を「あらゆる分野における女性の活躍の促進」「男女共同参画社会に向けての意識改革」「安心して暮らせる社会づくり」の3つとし、男女共同参画社会実現に向けた取組を進めています。

碧南市（以下、「本市」という）では、平成15年3月に市として初めて男女共同参画の方向性を定めた「碧南市男女共同参画プラン」を策定しました。平成26年度には第2次プランを策定し、男女共同参画に関する取組を推進してきました。

このたび、第2次プランの期間が令和5年度末に終了することから、社会情勢や国、県の動向、本市の現状等をふまえ、「第3次碧南市男女共同参画プラン」（以下、「本プラン」という）を策定します。

2 プランの性格と位置づけ

本プランは、以下の法律に基づき策定します。また策定にあたっては、国、県等の計画を踏まえるとともに、本市の上位計画・関連計画との整合を図ります。

- 「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に定められた市町村男女共同参画計画
- 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に基づく市町村基本計画
- 「女性活躍推進法」第6条第2項に基づく市町村推進計画

3 プランの期間

本プランの計画期間は、令和6年度から令和15年度までの10年間とします。なお、国内外の動向や社会情勢の変化、計画期間中における事業の進捗状況を考慮し、必要に応じて見直しを行うこととします。

4 近年の男女共同参画の動向

(1)近年の法律等の状況

年		内容
平成30年	「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」公布・施行	男女を問わず、立候補や議員活動等をしやすい環境整備を進めることが定められる。
	働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律公布(令和元年から関連法順次施行)	時間外労働の上限規制、年次有給休暇の取得義務化、雇用形態に関わらない公正な待遇の確保等のための措置を講じることについて、労働基準法、パートタイム労働法等の関係法を改正。
令和元年	「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」改正	一般事業主行動計画の策定義務の対象拡大、女性活躍に関する情報公表の強化、特例認定制度(プラチナえるぼし)の創設が新たに盛り込まれた。
	「労働施策総合推進法」改正(令和2年4月施行)	パワーハラスメントの防止のために雇用管理上必要な措置を講じることが事業主の義務となる。
	「配偶者暴力防止法」改正(令和2年4月施行)	保護の適用対象として被害者の同伴家族が含まれることとなる。
令和3年	「育児・介護休業法」改正	男性の育児休業取得促進のための取組が強化される。
令和4年	「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」成立(令和6年4月施行予定)	都道府県には計画策定を義務付け、市町村は計画策定を努力義務とする。

(2) 第5次男女共同参画基本計画の状況

令和2年に策定された「第5次男女共同参画基本計画」では、目指すべき社会として、以下の項目が掲げられています。

- ① 男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会
- ② 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- ③ 仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会
- ④ あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、SDGs で掲げられている包摂的かつ持続可能な世界の実現と軌を一にした取組を行い、国際社会と協調する社会

(3)SDGsとの関連について

平成27年9月に国連サミットにおいて「SDGs（持続可能な開発目標）」が採択されました。令和12年までに達成するための17の目標・169のターゲットを掲げています。

男女共同参画の分野ではSDGsの17の目標のうち、「目標5 ジェンダー平等の実現」をはじめ、複数の目標に関連するものとして、各取り組みの推進を図るものとします。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



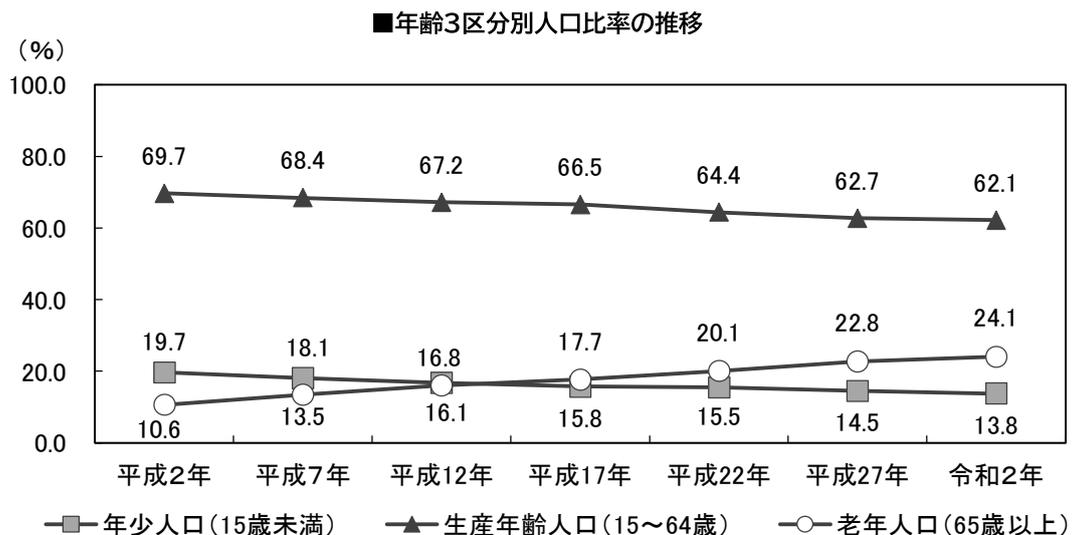
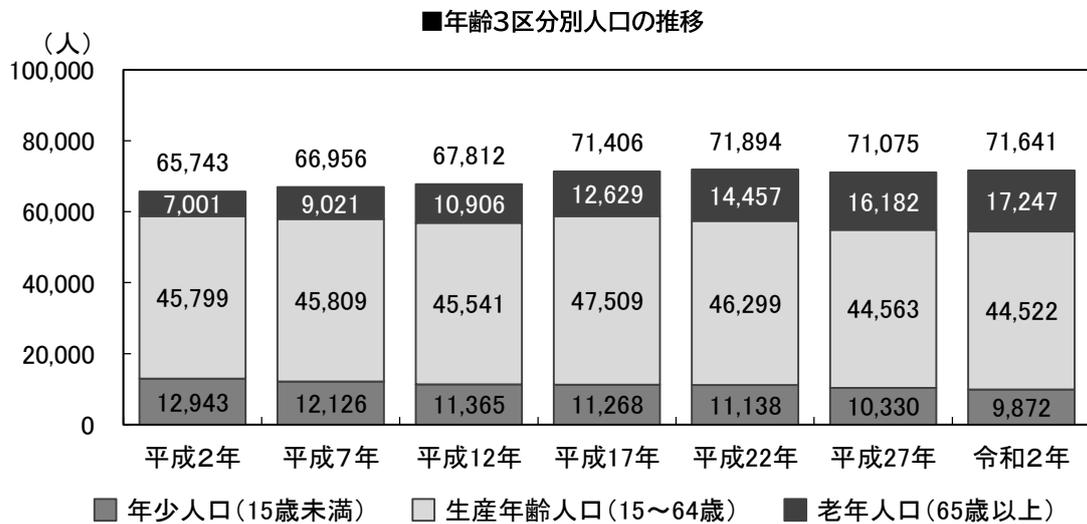
第2章 碧南市の現状

1 統計データに基づく碧南市の状況

(1)人口等の状況

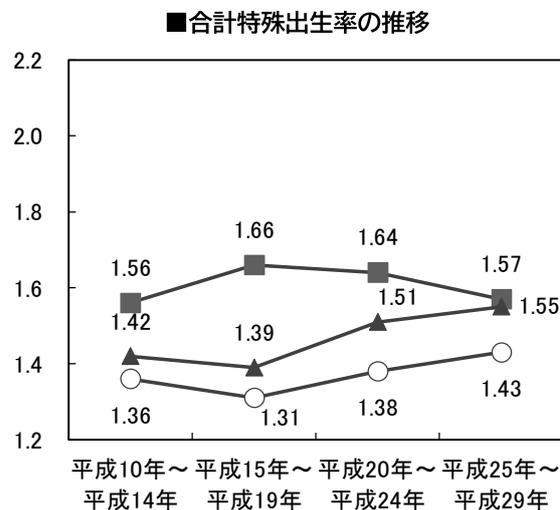
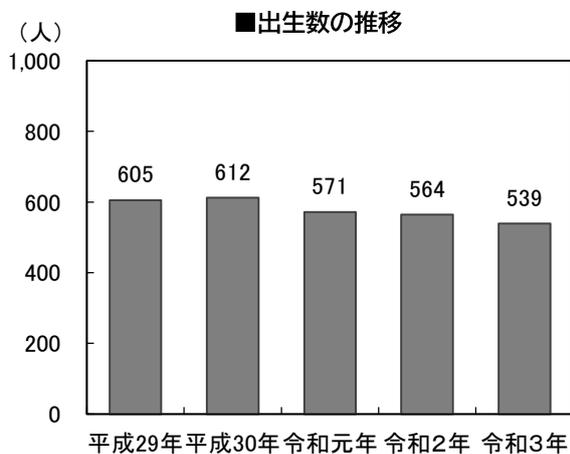
本市の総人口は、平成22年まで増加傾向にありましたが、その後は減少、増加と変動しています。年少人口・生産年齢人口は減少している一方で、老年人口は増加を続けています。

また、年齢3区分別の人口比率でみると、平成17年に老年人口の割合が年少人口の割合を上回り、令和2年には高齢化率は24.1%と、約4人に1人が65歳以上の高齢者となっています。



本市の出生数は緩やかに減少傾向にあります。合計特殊出生率をみると、平成15～19年で増加した後はわずかに減少に転じており、愛知県や全国より高い数値で推移しています。

また、人口ピラミッドでみると男女ともに45～49歳が最も多く、0～64歳までは男性が女性より多く、75歳以上では女性が男性より多くなっています。

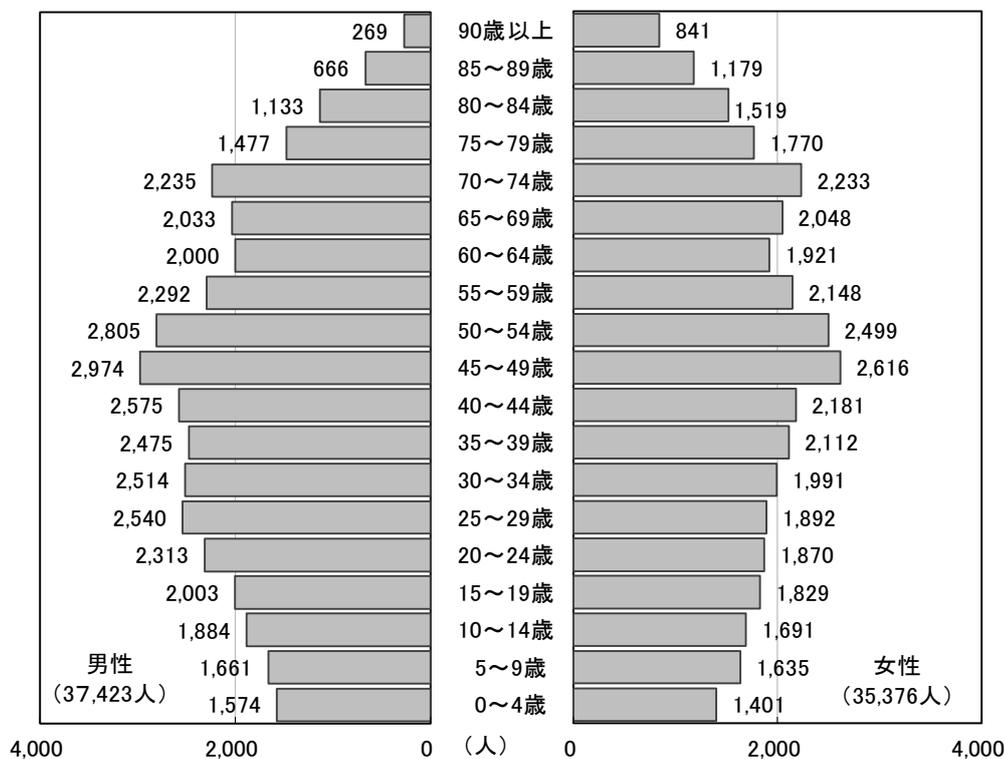


資料:碧南市の統計

■ 合計特殊出生率(碧南市)
 ▲ 合計特殊出生率(愛知県)
 ○ 合計特殊出生率(全国)

資料:人口動態統計特殊報告(全国、愛知県、碧南市)

■碧南市の人口ピラミッド(令和3年9月30日時点)

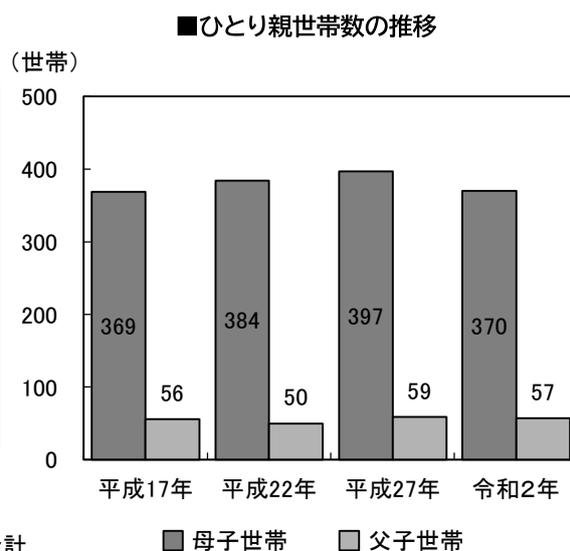
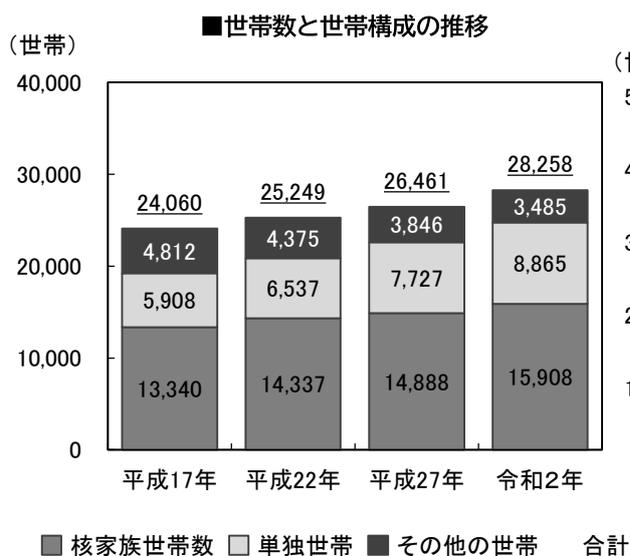


※年齢不詳人口は除く
 資料:碧南市の統計

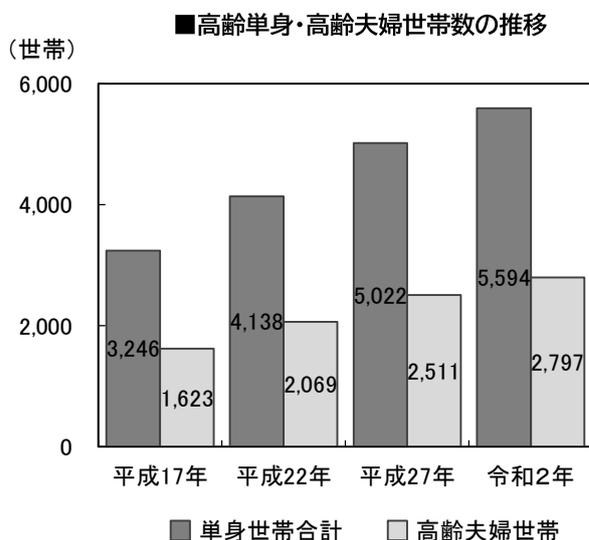
(2)世帯の状況

本市の世帯数は継続して増加していますが、世帯構成の推移で見ると核家族や単独の世帯が増加しており、世帯の小規模化が進んでいます。ひとり親世帯は横ばいで推移していますが、圧倒的に母子世帯が多い状況です。

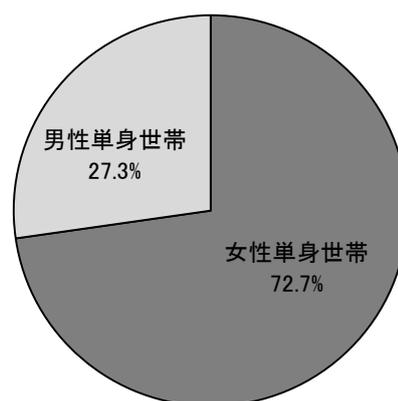
また、高齢（65歳以上）単身世帯・高齢夫婦世帯数は継続して増加しており、高齢単身世帯の男女比をみると女性が約7割をしめています。



資料:国勢調査



■高齢単身世帯の男女比(令和2年)

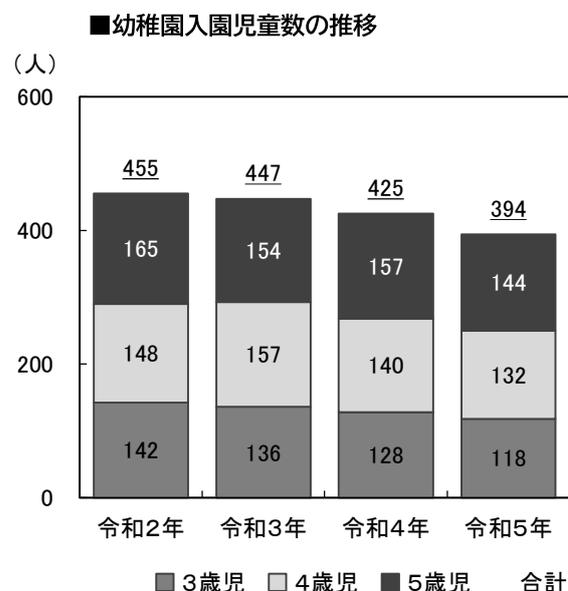
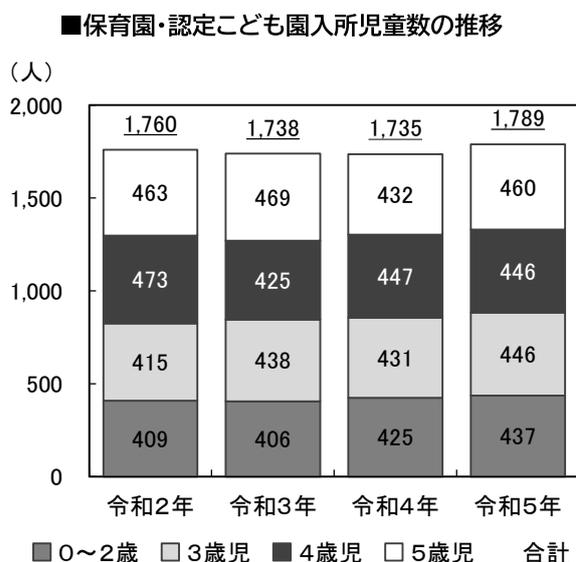


資料:国勢調査

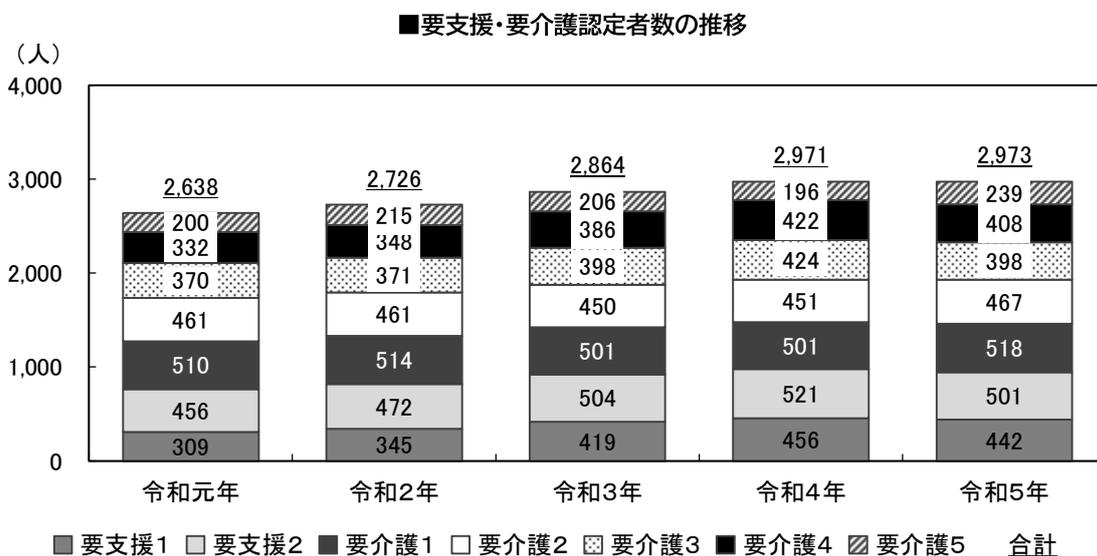
(3)家庭生活・職業生活の状況

碧南市内には公立保育園が5か所、私立保育園が8か所、認定こども園が3か所あり、近年の入所児童数はほぼ横ばいで推移しています。公立幼稚園は5か所あり、令和2年以降の入園児童数はやや減少傾向にあります。

また、要支援・要介護認定者は継続して増加しています。



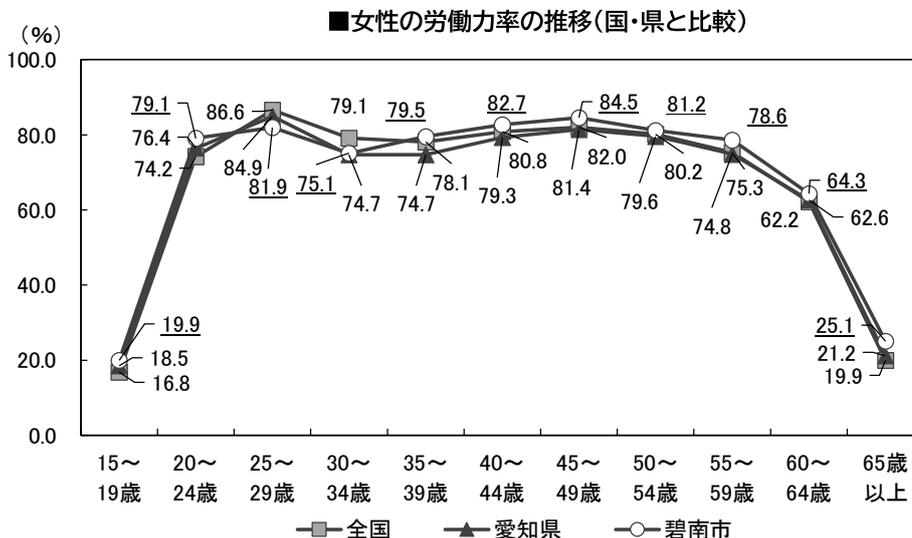
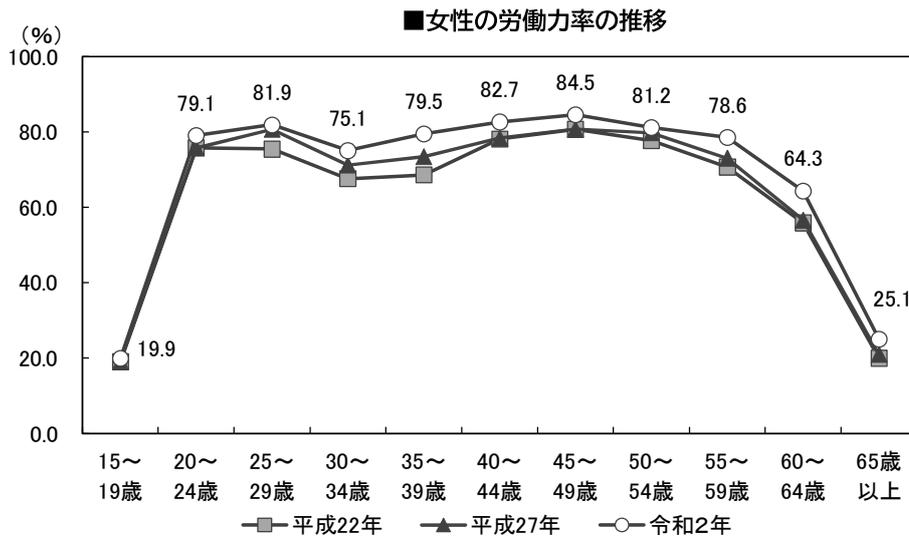
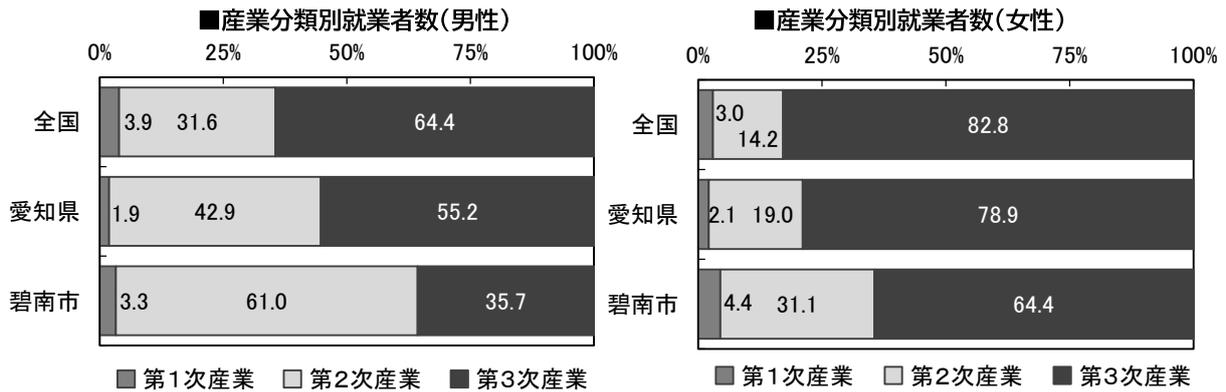
資料:碧南市の統計



資料:碧南市の統計

産業分類別の状況をみると男女ともに全国、愛知県に比べて第2次産業の割合が高いことが本市の特徴となっています。性別で比較すると、男性に比べて女性は第3次産業に従事する割合が高くなっています。

女性の労働力率は、結婚・出産期に当たる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するという、いわゆるM字カーブを描くことが知られており、近年はM字の谷の部分の浅くなってきている傾向があります。本市においては、女性の労働力率は年々高くなっており、全国や愛知県と比べると特に35歳以上で労働力率が高くなっています。



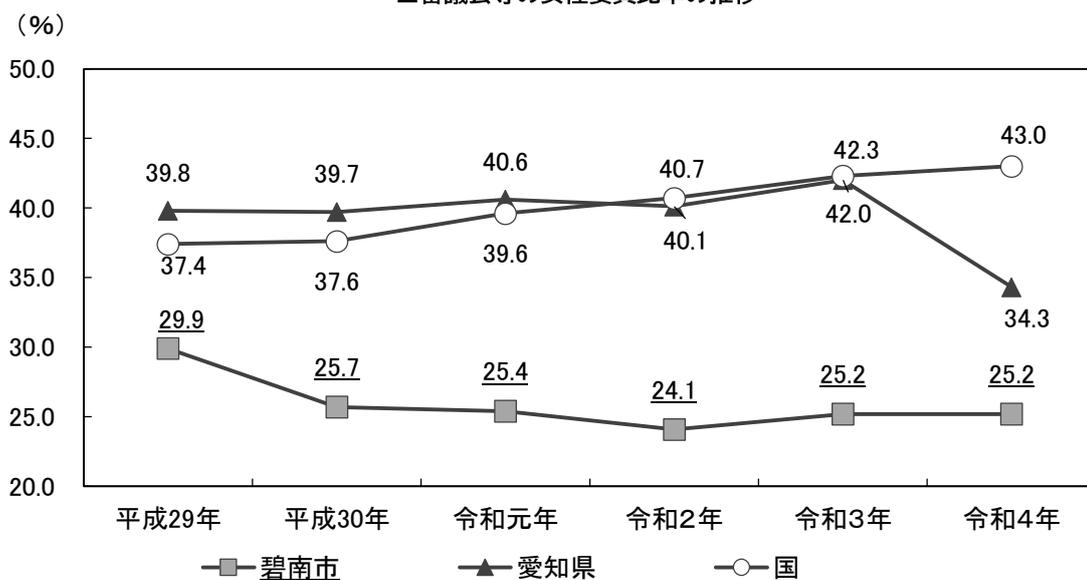
資料:国勢調査

(4)女性の参画の状況

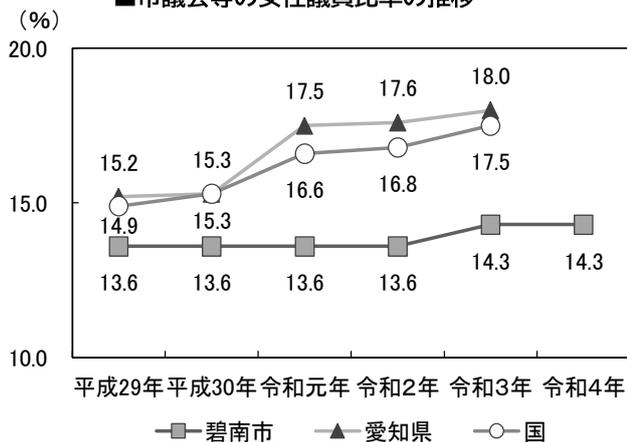
審議会等の女性委員比率をみると、国や県を下回って推移しています。国の女性委員比率が増加傾向にある一方で、碧南市は令和2年まで減少した後はやや増加して推移しており、令和4年は25.2%と、委員の4人に1人が女性委員となっています。市議会における女性委員比率についても、国や県を下回って推移していますが、緩やかに増加しています。

また、県・市職員の女性管理職（課長級以上）比率については、令和元年に大きく減少したのちに令和2年に大きく増加しましたが、その後は減少傾向にあります。

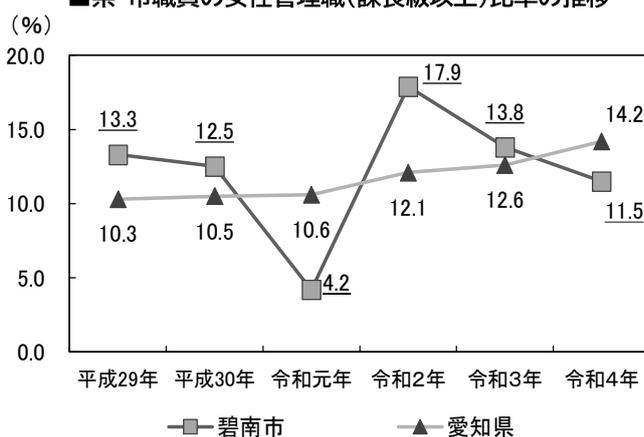
■審議会等の女性委員比率の推移



■市議会等の女性議員比率の推移



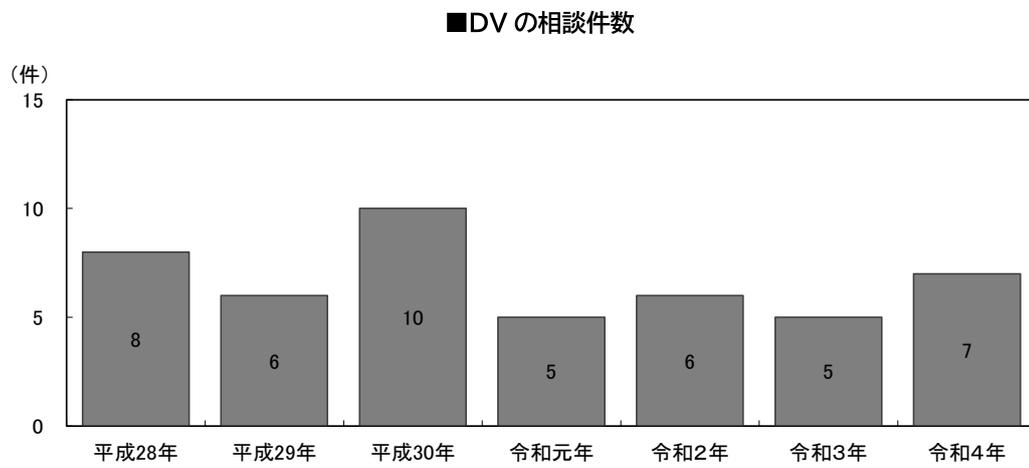
■県・市職員の女性管理職（課長級以上）比率の推移



資料：内閣府「市区町村女性参画状況見える化マップ」、
「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」など

(5)DV(ドメスティックバイオレンス)の相談状況

DV（ドメスティックバイオレンス）の相談件数は、5～10件の横ばいで推移しています。



2 アンケート調査からみる碧南市の状況

(1) 調査の実施概要

		市民	市職員
調査対象		無作為に抽出した 18歳以上の市民 2,000人	碧南市役所の職員
配布・回収方法		郵送配布、郵送・WEBによる回収	あいち電子申請・届出システムを利用し実施
調査基準日		令和5年5月1日	
調査期間		令和5年6月26日～ 7月14日	令和5年6月21日～ 7月7日
回収状況	配布数	2,000	1,000
	有効回答件数	626（うちWEB回答246）	427
	有効回収率	31.3%	42.7%

表記について

- アンケート結果概要における数字は、実際にその設問に回答した人の数を母数にした比率を表しています。
- 「n」は人数を表示しています。
- 比率は小数点第2位で四捨五入しているため、比率の合計は100.0%にならない場合があります。
- 回答を2つ以上選択できる複数回答では、比率の合計は100.0%を超えます。

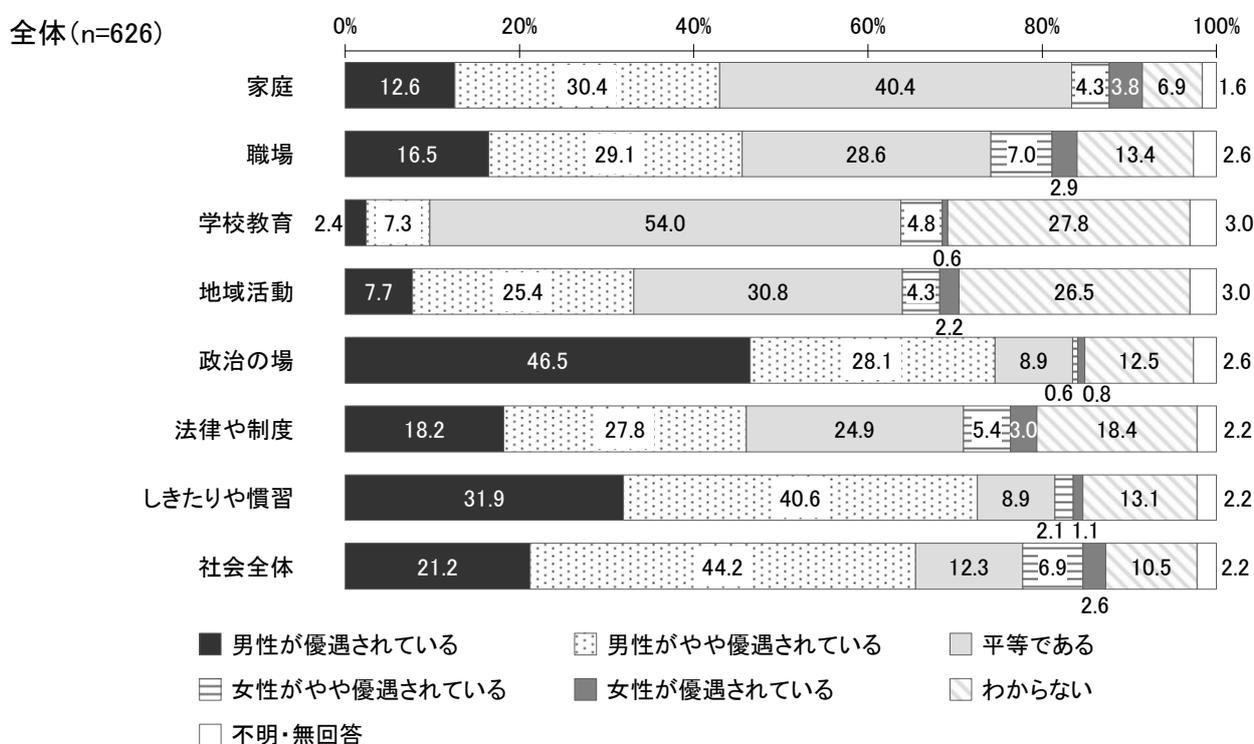
(2) 調査の結果概要

①男女平等に関する意識について

各分野の男女平等に関する意識については、「学校教育」では「平等」と感じる割合が最も高い一方、その他の分野では「平等」と感じる割合が過半数を下回っています。特に、「政治の場」「しきたりや慣習」では『男性優遇』*と感じる割合が高くなっています。

※『男性優遇』…「男性の方が優遇されている」と「どちらかと言えば男性の方が優遇されている」を合算
『女性優遇』…「女性の方が優遇されている」と「どちらかと言えば女性の方が優遇されている」を合算

■各分野での男女の平等感(市民)

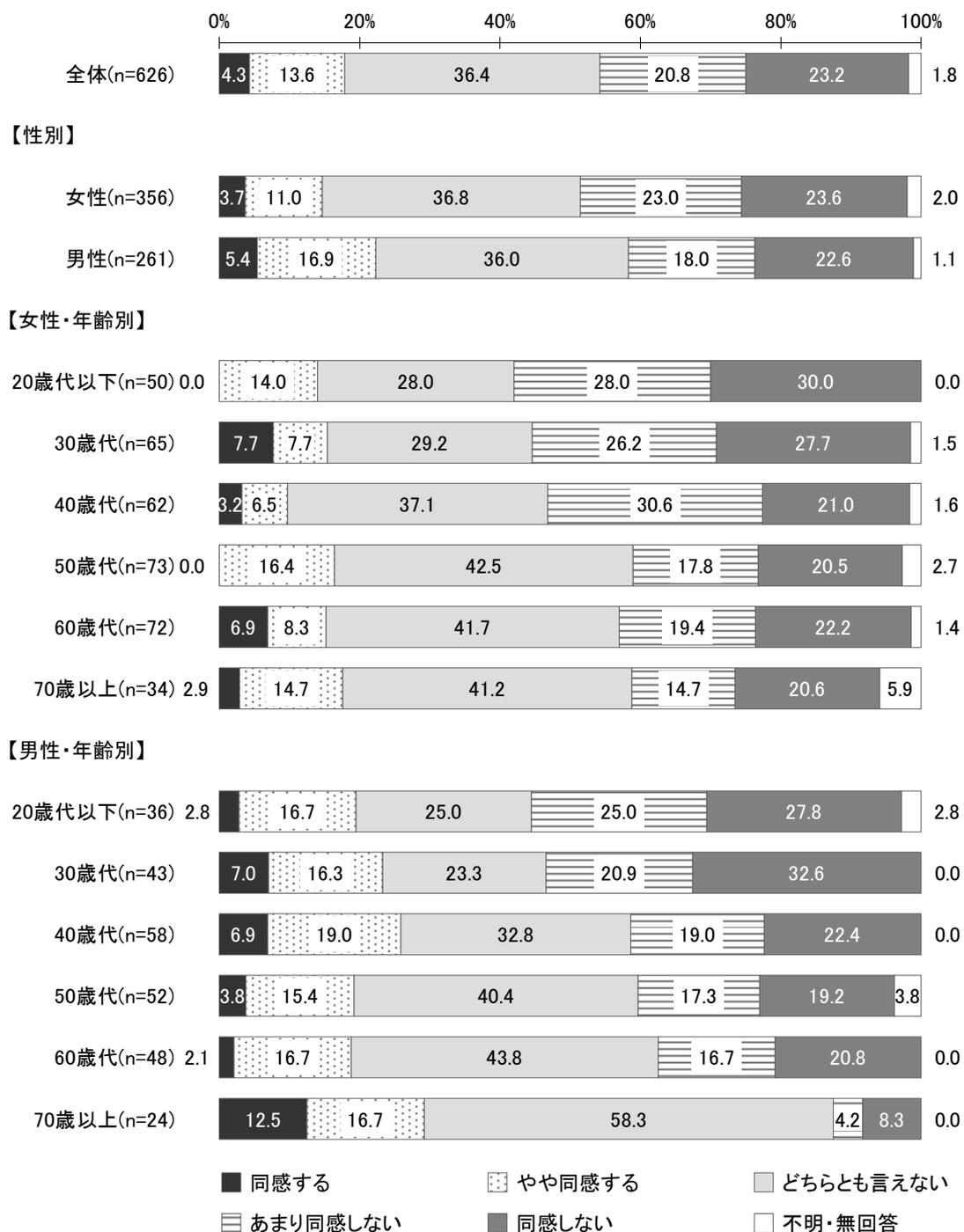


②固定的な性別役割分担意識について

男性は外で働き、女性は家庭を守る方がよいという考え方については、男女ともに『同感する』よりも『同感しない』の割合が高くなっています。性別・年齢別では、男女ともに20歳代以下、30歳代は『同感しない』が5割台と高くなっています。

※『同感する』 … 「同感する」と「やや同感する」の合算
 『同感しない』 … 「あまり同感しない」と「同感しない」の合算

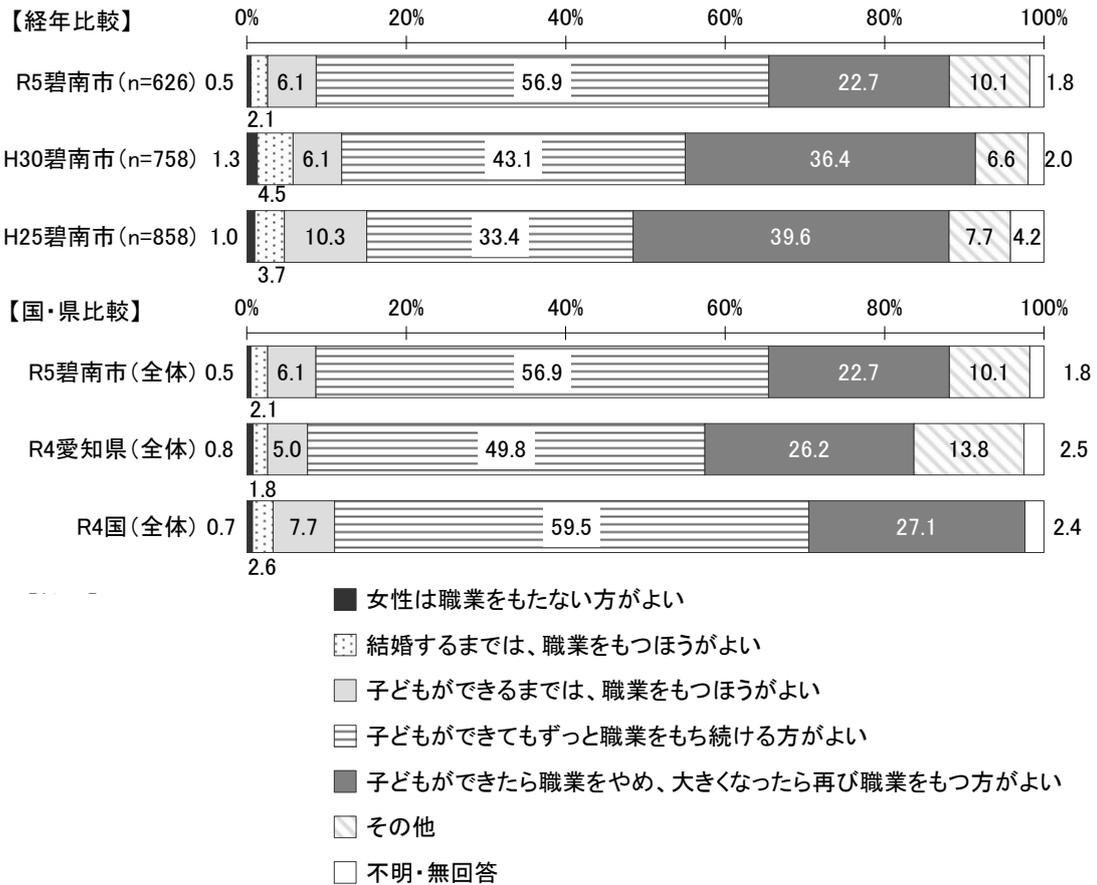
■男性は外で働き、女性は家庭を守る方がよいという考え方についてどう考えるか(市民)



③女性が職業をもつことへの意識について

女性が職業をもつことについての考えは、「子どもができてもずっと職業を持ち続ける方がよい」は、経年で比較すると、平成25年調査以降高くなっています。国、愛知県と比較すると、国と比べてやや低く、愛知県と比べてやや高くなっています。

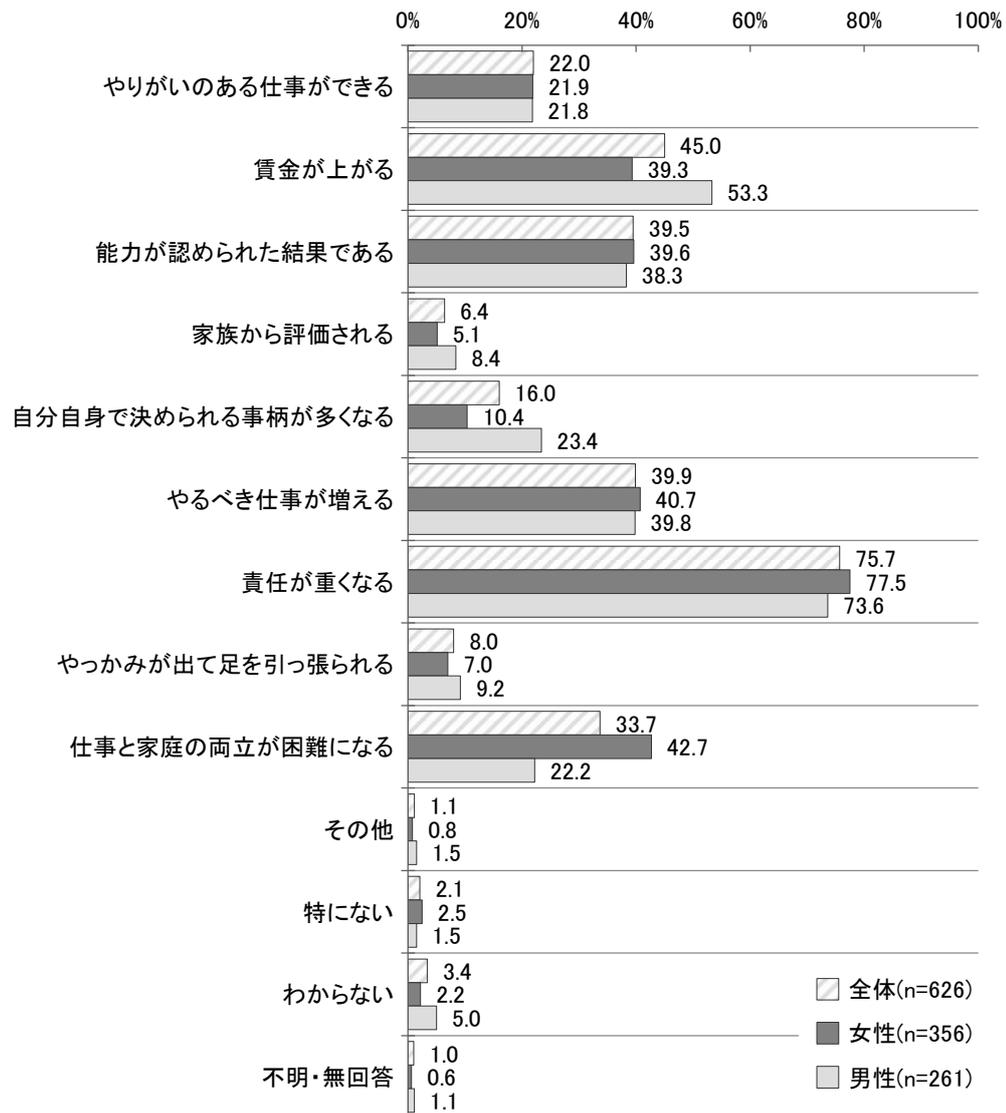
■女性が職業を持つことについての考え（市民）



④管理職についての意識

管理職以上に昇進する事についてのイメージは、男女ともに「責任が重くなる」が最も高くなっています。性別では、女性で「仕事と家庭の両立が困難になる」が、男性と比べて高くなっています。

■管理職以上に昇進することのイメージ（市民）

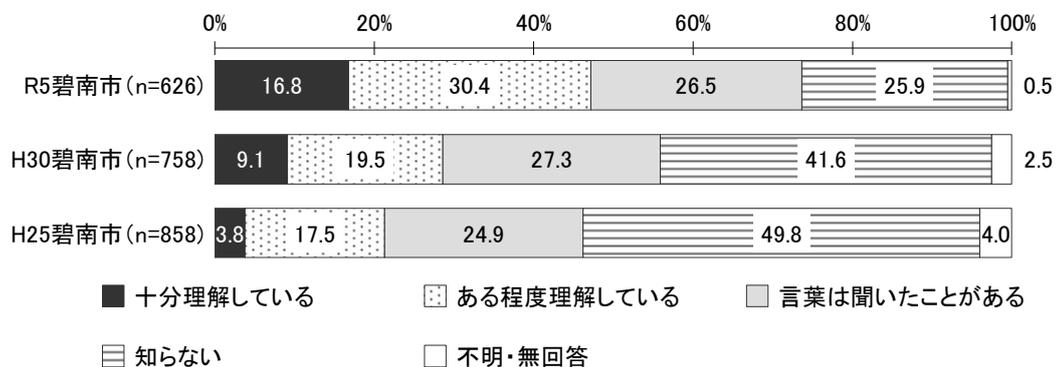


⑤ワーク・ライフ・バランスについて

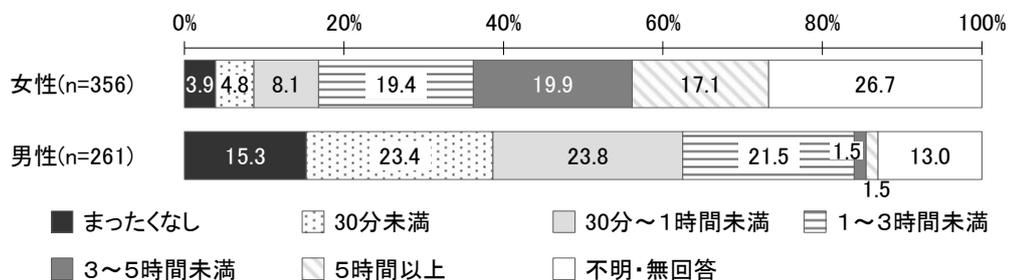
ワーク・ライフ・バランスの認知度について、経年で比較すると、「知らない」割合が低くなってきており、徐々に浸透してきていることがうかがえます。

一方で、家事・育児・介護に関わる時間では、勤務日で、女性で「3～5時間未満」が、男性で「30分～1時間未満」が高くなっています。勤務日以外で、女性で「5時間以上」が、男性で「1～3時間未満」が高くなっています。いずれも男性より女性の家事・育児・介護に携わる時間が長いことがうかがえます。

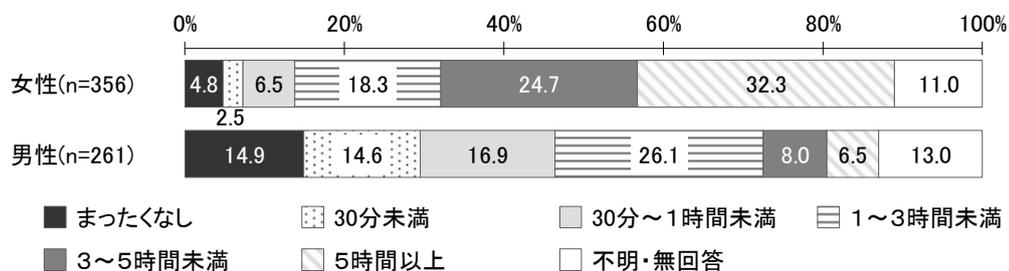
■ワーク・ライフ・バランスの認知度（市民）



■家事・育児・介護に関わる時間（勤務日／1日あたり）



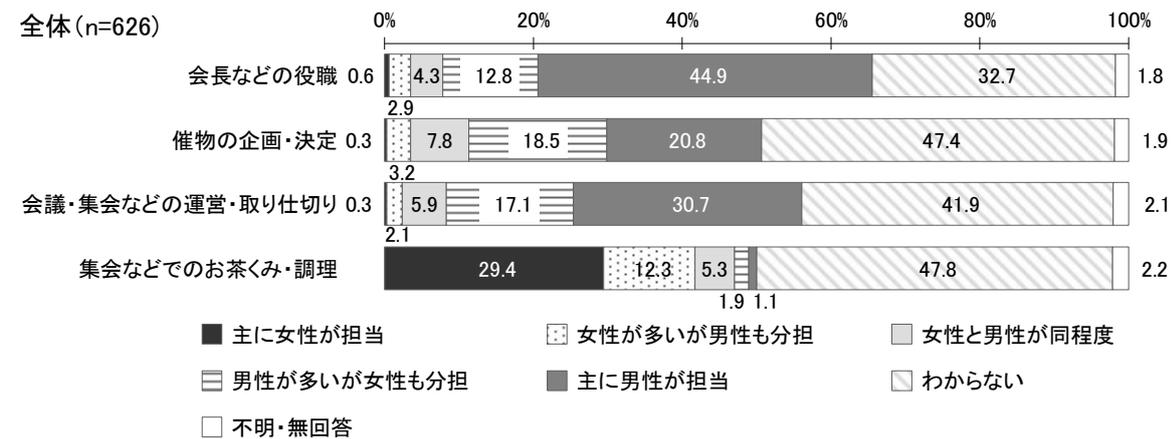
■家事・育児・介護に関わる時間（勤務日以外／1日あたり）



⑥地域活動について

地域活動の役割分担について、集会などでのお茶くみ・調理では「主に女性が担当」が高くなっています。会長などの役職、催物の企画・決定、会議・集会などの運営・取り仕切りでは「主に男性が担当」が高くなっています。

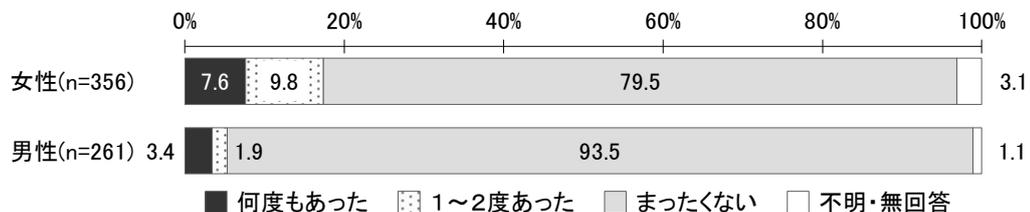
■地域における男女の役割分担について（市民）



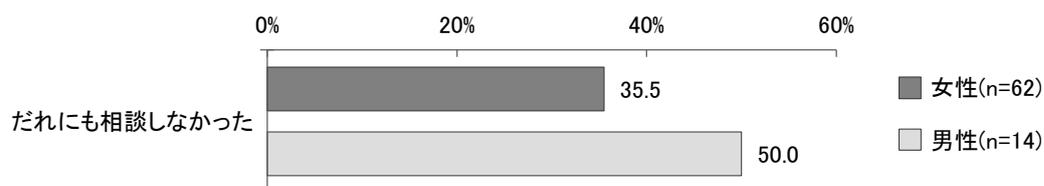
⑦DV（ドメスティック・バイオレンス）について

今までに、配偶者や恋人などからDVを受けたことがあるかについて、女性で「何度もあった」「1～2度あった」が男性と比べて高くなっています。DVを受けたことがある人で誰にも相談しなかった割合は男性で5割と女性に比べて高くなっており、男性では相談することに躊躇していることが多いと考えられます。

■DVの経験

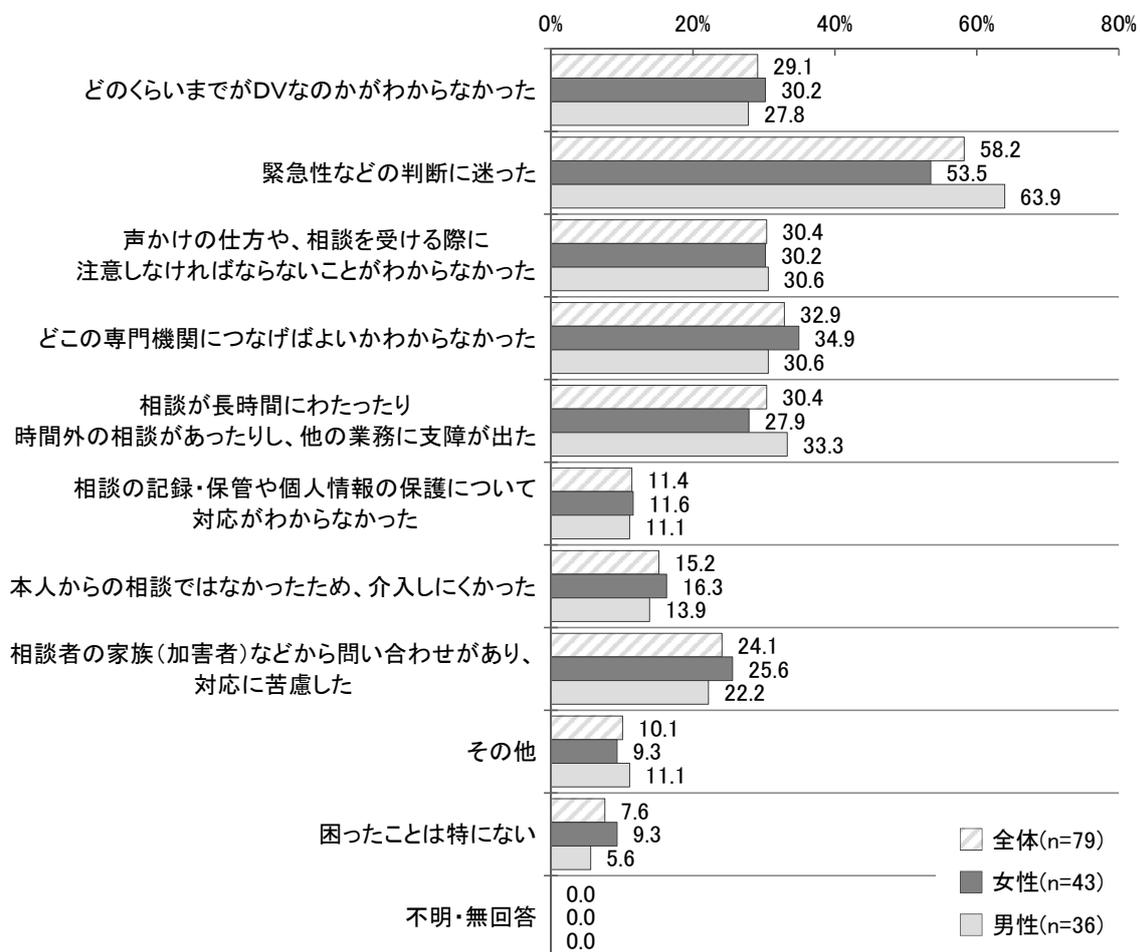


■DVを受けた人で誰にも相談しなかった割合



■DVの事案に関わったことがある人で、DVの相談を受けた際、困ったこと（市職員）

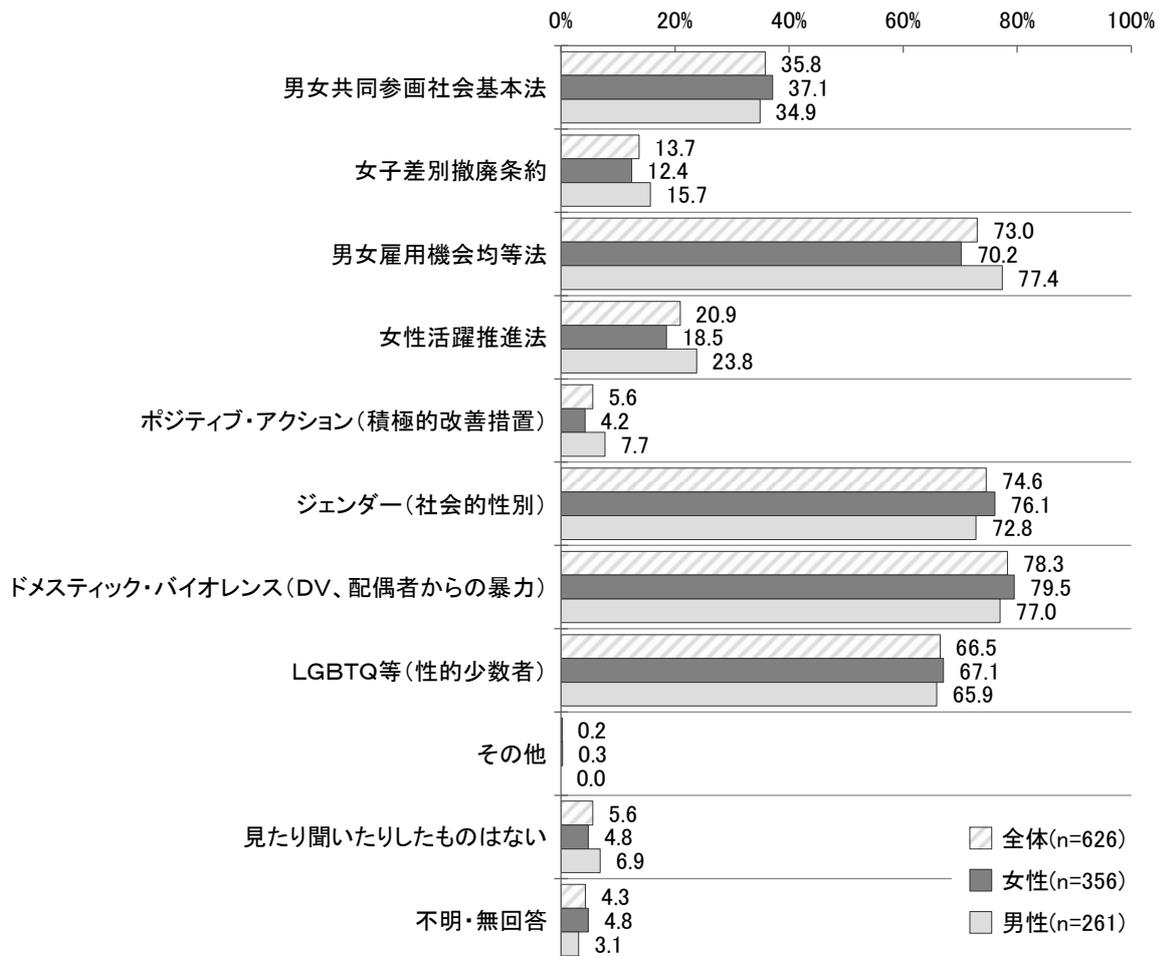
市職員でDVの事案に関わったことがある人で、DVの相談を受けた際に困ったことで、「緊急性などの判断に迷った」が最も高くなっています。また、「どこの専門機関につなげばよいかわからなかった」が約3割みられることから、情報共有等の連携体制の強化が必要です。



⑧男女共同参画全般について

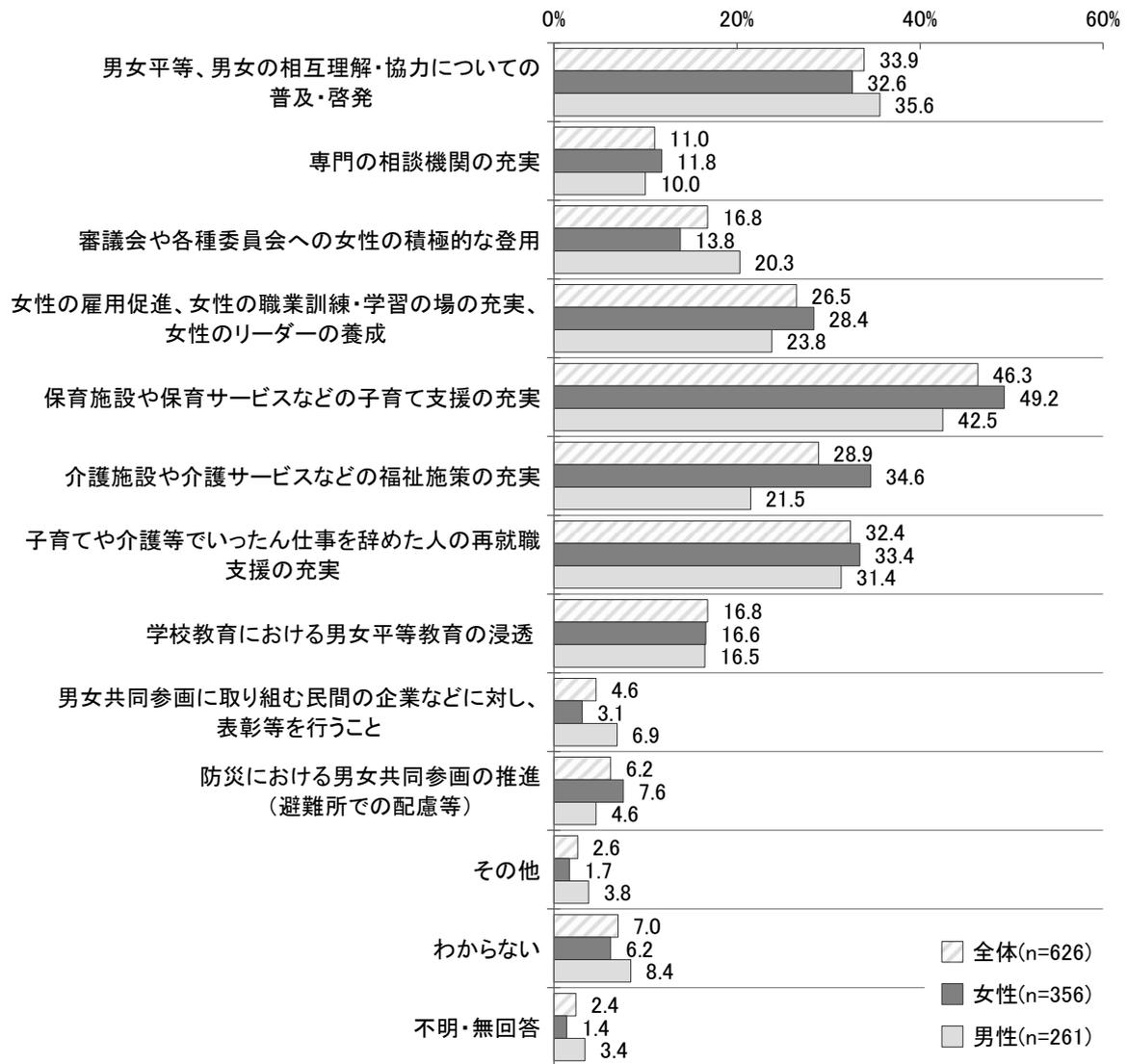
男女共同参画に関する言葉のうち、見たり聞いたりしたことがあるものは「ドメスティック・バイオレンス（DV，配偶者からの暴力）」、「ジェンダー（社会的性別）」「男女雇用機会均等法」、「LGBT等（性的少数者）」の割合が高くなっており、これらの用語は浸透してきていると考えられます。

■男女共同参画に関する用語の認知度（市民）



男女共同参画社会を実現するために、市が特に力を入れるべきと思われることが、「保育施設や保育サービスなどの子育て支援の充実」が最も高くなっています。また、女性では「介護施設や介護サービスなど福祉施策の充実」も高くなっています。

■行政への要望（市民）



3 団体・事業所アンケート調査からみる碧南市の状況

(1) 調査の実施概要

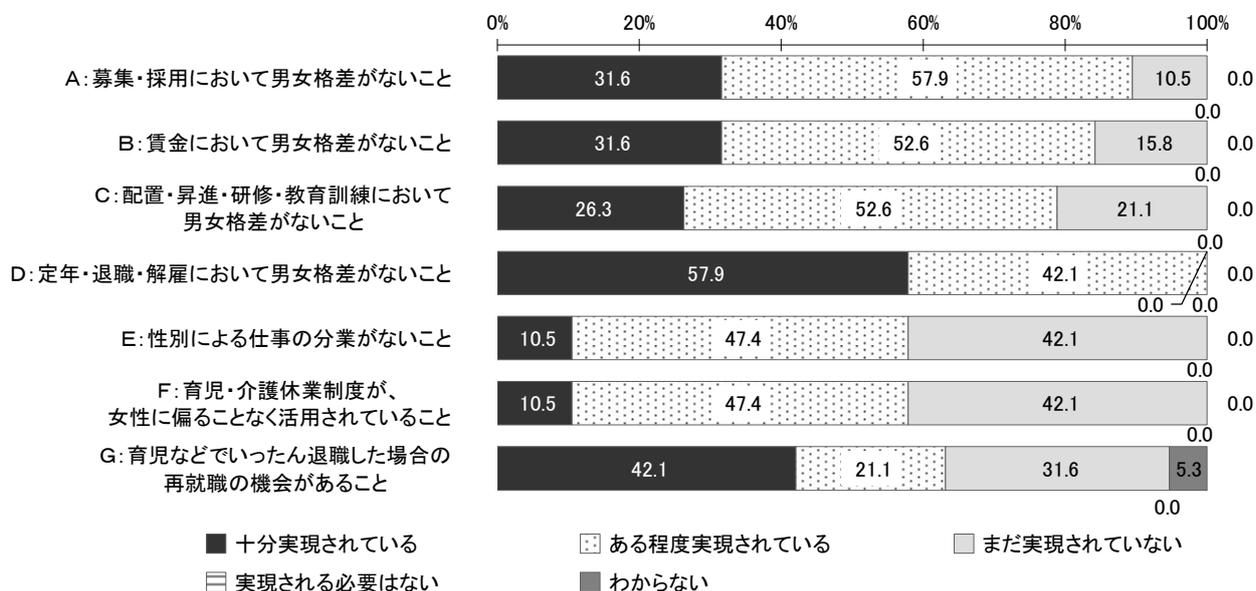
	団体	事業所
団体・事業者数	市内で活動する団体 5団体	市内に所在地を有する企業 19事業所
配布・回収方法	郵送配布・郵送回収	
調査期間	令和5年6月27日～7月14日	

(2) 調査の結果概要

①事業所における男女共同参画について（事業所）

事業所において、実現されている男女共同参画の取組については、「定年・退職・解雇において男女格差がないこと」が多く、一方で、まだ実現されていない取組として「性別による仕事の分業がないこと」「育児・介護休業制度が、女性に偏ることなく活用されていること」が多くなっています。

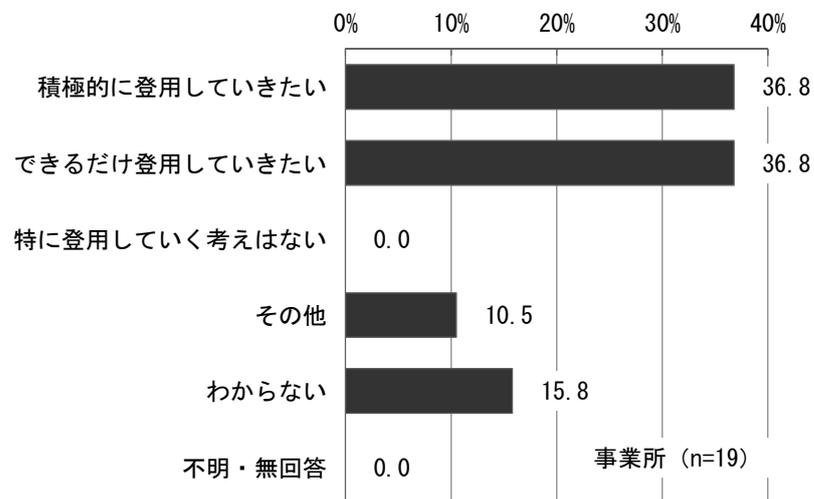
■事業所において実現されている取組み



②女性の活躍について（事業所）

女性の管理職への登用意向では「積極的に登用していきたい」「できるだけ登用していきたい」が3割強となっています。

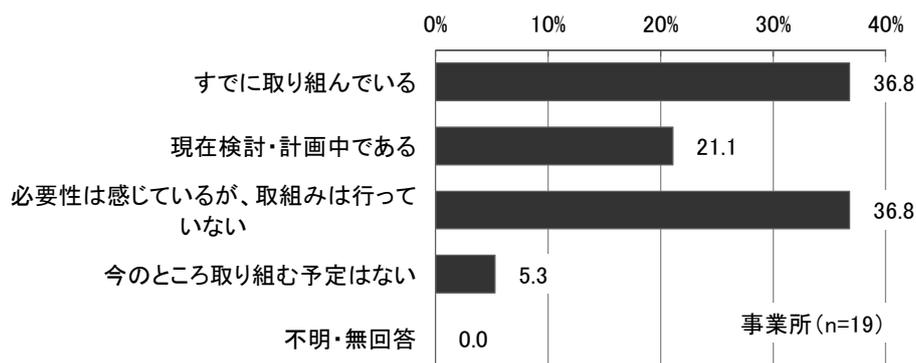
■女性の管理職への登用意向



③ワーク・ライフ・バランスについて（事業所）

従業員のワーク・ライフ・バランスを支援する取組みについて、「すでに取り組んでいる」事業所が3割強となっている一方、「必要性は感じているが、取組みは行っていない」事業所も同程度みられます。

■従業員のワーク・ライフ・バランスを支援する取組みについて



④市への要望等（団体）

団体において、碧南市で今後さらに取り組む必要があると思うこと（整備した方がいい施策）については、5団体中3団体で「男女平等意識の促進」「家庭的責任をともに担うための環境の整備（各種制度の周知、男性の家事・育児への参加促進等）」と回答しています。

4 第2次プランの進捗状況

第2次プランの数値目標の達成状況は以下の通りとなっています。これらの評価を受けて、新たな成果目標と目標値を設定します。

重点目標Ⅰ 男女共同参画の意識づくりとその啓発

指標	策定時 H25年度	中間値 H30年度	目標値 H35年度	実績値	評価
固定的性別役割分担意識に『同感しない』市民の割合	35.8%	45.1%	50%	44.0% (R5)	未達成
しきたり、慣習において、男女平等であるとを感じる市民の割合	16.7%	14.4%	30%	8.90% (R5)	未達成

重点目標Ⅱ あらゆる分野への社会参画の推進

指標	策定時 H25年度	中間値 H30年度	目標値 H35年度	実績値	達成
市の審議会等に占める女性委員の割合	20.1%	25.7%	35%	25.4% (R4)	未達成
市職員(市民病院の医療・看護職を除く)の管理職(課長補佐級以上)に占める女性の割合	19.3%	12.5%	25%	17.0% (R5)	未達成
防災リーダー養成講座修了者に占める女性の割合	38.7%	37.9%	50%	40.4% (R4) ※	未達成

※令和4年度までの修了者数割合

重点目標Ⅲ 多様な生き方を可能にする環境づくり

指標	策定時 H25年度	中間値 H30年度	目標値 H35年度	実績値	達成
「ワーク・ライフ・バランス」の認知度	46.2%	55.9%	70%	73.7% (R5)	達成
パパママ教室への参加率	5.9% (H24)	5.5% (H29)	10%	5.9% (R4)	未達成
市男性職員の出産・育児休暇等の取得率	45%	80%	75%	100% (R4)	達成
碧南市における愛知県ファミリー・フレンドリー企業登録数	15社	18社	25社	15社 (R5)	未達成

重点目標Ⅳ 人権を尊重し、安心して健康に暮らせる社会づくり

指標	策定時 H25 年度	中間値 H30 年度	目標値 H35 年度	実績値	達成
DVに関する相談窓口の認知度	52.7% ※1	40.6% ※2	70%	47.0%	未達成
子宮頸がん検診受診率	24.9% (H24)	20.5% (H29)	30% 以上	12.2% (R4) ※3	集計方法変更のため 判定不能
乳がん検診受診率	19.5% (H24)	16.5% (H29)	30% 以上	9.6% (R4) ※3	

※1 (H20 愛知県調査結果値)

※2 (H28 愛知県調査結果値)

※3 愛知県がん検診結果報告等調査結果 (隔年受診率)

5 課題の総括

1 男女共同参画の意識づくりとその啓発

市民アンケート調査結果によると、「男性は外で働き、女性は家庭を守る方がよい」といった固定的な性別役割分担意識は年々解消しつつあります。一方で男女の間の平等は依然として高まっていない状況です。特に政治、しきたりや慣習の分野では男性優遇が顕著となっています。

家庭や地域、職場などあらゆる場面において、男女共同参画の意識を反映するには、市民一人ひとりの意識の変容と行動につなげていくことが重要であり、情報発信、学習機会の提供を一層進める必要があります。

2 あらゆる分野における男女共同参画の推進

本市の審議会等における女性委員比率は、減少傾向にあり、市議会における女性議員比率は、ゆるやかに増加しているものの、いずれも国及び愛知県を下回っており、より一層の女性の登用への取組が必要です。

市民アンケート調査結果によると、地域活動では、会長などの役職等の意思決定の役割では主に男性が担当し、補助的な役割に女性が担当していることがみられ、地域活動において女性の視点が反映されにくいと推測されます。また、管理職以上に昇進することについて「仕事と家庭の両立が困難になる」の項目に男女間に差があり、女性に子育てや育児の負担が偏っていると推測され、地域活動や企業管理職において、女性の参画を促進する必要があります。

3 多様な生き方を可能にする環境づくり

市民アンケート調査結果によると、ワーク・ライフ・バランスの用語の認知度は高まってきている一方で、家事・育児・介護に関わる時間は男性より女性が長いことから、実際の生活での固定的な性別役割分担があることがうかがえます。事業所アンケート調査結果でも、育児・介護休業制度の活用は女性に偏っています。男性の家事・育児・介護の参画促進について一層の取組が求められます。

4 人権を尊重し、安心して健康に暮らせる社会づくり

DVの相談件数は横ばいで推移していますが、市民アンケート調査では、DVを経験した人は女性で2割弱となっており、さらにそのうち相談につながっていない人もみられます。市職員アンケートでも、相談を受けた際の連携体制や対応方法について、市職員に浸透していないことがうかがえます。相談窓口の周知を広めるとともに、DV被害を確認した際に、関係機関等において適切な支援につなげられるよう、体制の強化が必要です。

第3章 プランのめざす方向

1 基本理念

本市では、平成26年度に策定した「第2次碧南市男女共同参画プラン」において、性別に関わらずそれぞれが個性を生かした生き方ができ、一人ひとりを大切にしながら支え合う社会づくりをめざし、『つくろまい 支え合うまち 碧南市』を基本理念とし、男女共同参画に関する取組を推進してきました。

令和3年度を初年度とする「第6次碧南市総合計画」では、『新たな力とともに創る 笑顔と元気のみなとまち へきなん』を将来像として掲げ、施策分野4「ともに創る自立したまち」の中で男女共同参画に関する推進を位置付けています。

本市の男女共同参画をとりまく現状は、いまだに固定的な性別役割分担意識が残っていることや、女性の職業生活における活躍が不十分であることがうかがえます。性別に関わらず、誰一人取り残されない、一人ひとりの個性を発揮しながら活躍できる環境づくりが求められます。

本プランにおいては、第2次プランの基本的な考えは継承しつつ、本市の現状や課題、総合計画で掲げる基本理念やSDGsの考え方等を踏まえ、以下の通り基本理念を設定します。

※検討中

新基本理念（案1）

つくろまい 男女がともに輝くまち 碧南

新基本理念（案2）

性別にかかわらず

誰もが認め合い、支え合うまち

碧南市

基本目標Ⅰ 男女共同参画の意識づくりとその啓発

家庭や地域、職場などあらゆる場面において、固定的な性別役割分担意識にとらわれることなく、誰もが自分らしく生きることができるよう、男女共同参画に関する広報・啓発、学習機会などを通して、男女共同参画の意識づくりを推進します。

基本目標Ⅱ あらゆる分野の女性活躍の推進

あらゆる分野で多様な視点と新たな発想が取り入れられるよう、政策・方針決定過程において女性の参画を拡大するとともに、事業所や各種団体へ働きかけを行い、様々な分野で女性が活躍できる環境づくりを推進します。特に防災分野における女性の視点での取組を促進します

基本目標Ⅲ 多様な生き方を可能にする環境づくり

市民一人ひとりが仕事、家庭、地域活動など、様々な活動について自らの希望に沿った活動ができるよう、子育て支援サービスの充実や、職場における両立支援等の環境づくりを促進するとともに、男女が差別されることなく、その能力を十分発揮できるよう、多様な働き方に応じた就業支援や就業環境の整備を促進します。

基本目標Ⅳ 人権を尊重し、安心して健康に暮らせる社会づくり

誰もが等しく人権を尊重される社会をつくるために、DV（ドメスティック・バイオレンス）等のあらゆる暴力の根絶に向けた取組を進めます。

また、生活する上で様々な困難を抱える方に対しての支援を充実させ、誰もが自立し安心して生活できるよう、社会的支援の充実を図ります。

さらに、誰もが生涯にわたって健康で豊かに暮らすことができるよう、各年代に応じた健康づくりの意識啓発や支援を行います。

基本理念

基本目標	基本的施策
<p>I 男女共同参画の意識づくりとその啓発</p>	<p>1 男女共同参画に関する意識改革と啓発活動</p> <p>2 家庭・学校における男女平等教育の推進</p>
<p>II あらゆる分野の女性活躍の推進</p>	<p>1 政策・方針決定過程への女性の参画の推進</p> <p>2 地域・市民活動における男女共同参画の推進</p>
<p>III 多様な生き方を可能にする環境づくり</p>	<p>1 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進</p> <p>2 就業支援と就業環境の改善</p>
<p>IV 人権を尊重し、安心して健康に暮らせる社会づくり</p>	<p>1 DV(ドメスティック・バイオレンス)等あらゆる暴力の根絶</p> <p>2 男女共同参画推進のための社会的支援</p> <p>3 生涯を通じた男女の健康づくりへの支援</p>